

町田市立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立図書館条例の一部を改正する条例

町田市立図書館条例（令和3年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、<u>別表第1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第9条 図書館の開館時間及び休館日は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u>ただし、指定管理者が<u>開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める</u>ときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第9条 図書館の開館時間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 火曜日、水曜日及び金曜日（これらのうち国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）となる日を除く。） 午前10時から午後6時（町田市立中央図書館及び町田市立鶴川駅前図書館にあつては、午後8時）まで</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる日以外の日 午前10時から午後5時まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>開館時間を変更することができる。</u>ただし、指定管理者が<u>開館時間を変更する</u>ときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第10条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 月曜日</u></p> <p><u>(2) 毎月の第2木曜日</u></p> <p><u>(3) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に掲げる日が休日となるときは、その日を開館日とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる日が休日となるとき</u></p>

(入館の制限)

第10条 略

(損害賠償)

第11条 略

(委任)

第12条 略

別表第1 (第2条関係)

略

別表第2 (第9条関係)

区分	開館時間	休館日
町田市立中央図書館	午前10時から午後8時 (木曜日、土曜日、日曜日 及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあ っては、午後5時)まで	(1) 月曜日(休日を 除く。) (2) 毎月の第2木曜 日(その日が休日 となるときは、そ の翌日) (3) 1月1日から同 月4日まで及び 12月29日か
町田市立さるびあ図書館	午前10時から午後6時 (木曜日、土曜日、日曜日	

は、その日に代えて、その日の翌日を休館日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、必要があ
ると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることが
できる。ただし、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定
めるときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(入館の制限)

第11条 略

(損害賠償)

第12条 略

(委任)

第13条 略

別表 (第2条関係)

略

町田市立鶴川 図書館	及び休日にあつては、午後 5時) まで	ら同月31日ま で
町田市立金森 図書館		
町田市立木曾 山崎図書館		
町田市立堺図 書館		
町田市立忠生 図書館		
町田市立鶴川 駅前図書館	午前9時30分から午後8 時(土曜日、日曜日及び休 日にあつては、午後6時) まで	(1) 毎月の第1月曜 日及び第3月曜 日(いずれも休日 を除く。) (2) 1月1日から同 月4日まで及び 12月29日か ら同月31日ま で

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。